

●香川県告示第127号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(口頭等による納入の通知をすることができる収入) 第6条 略 (1)～(15) 略 <u>(16) 特別支援学校の行事等において給食の提供を受ける保護者等から徴収する当該給食に係る代金</u>	(口頭等による納入の通知をすることができる収入) 第6条 規則第29条第12号に規定する別に定める収入は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略
(出納員等の釣銭及び両替金) 第9条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 農業試験場又は畜産試験場における試験研究により生じる農産物又は畜産物の売払いと同時に収納する代金</u>	(出納員等の釣銭及び両替金) 第9条 規則第40条第1項第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。